外

◎岡山県人事委員会規則第十一号

職員等の範囲を定め る規 \mathcal{O} 部を改正する規則を次のように定める

平成二十九年三月三十一日

回山県人事委員会委員長 森

義如

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

範囲を定め る規則 昭 和四 年岡 Щ 県人事委員会規則第十五 \mathcal{O}

耐を次のように改正する。

「及び」 別表知事部局の部本庁の 「並びに政策推進課及び」 政策推進課、」 (人事、 項中 に、 給与又は予算の事務を行う者」 の 下 に を 「並びに人事班」 「総合政策局 地方創生推進室、 「並びに秘書課、 「地方創生推進室、」 (公聴広報課及び統計分析課 政策推進課、 「並びに地方創生推進室、 を加え、 に改め、 の下に 行政改革推進室及び」 給与班及び」を

中 副館長 交通事故相 交通事故相 館長 談所 所長 所長 支所長 に、 を を

限る。 総務課長 事務を行う者に限る。)」 (人事の事務を行う者に限る。) 総括副 「参与 参事 部長 (人事の 総務課長 事務を行う者に限る。) 総括副参事 人事 の事務を行う者に限る。) (人事の事務を行う者に限る。) (人事の事務を行う者に

			\neg			
この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。	附則	消防学校		岡山光量子科学研究所	消防学校	
月一日か		校長		 次長	校長	
から施行する。		教頭			教頭	
		 に 改 め		 を		

◎岡山県人事委員会規則第十二号

職員の退職管理に関する規則の 一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

山県人事委員会委員長 森

妄 17

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則(平成二十八年岡山県人事委員会規則第五号) \mathcal{O}

る。

別表知事部局の項中

「政策推進監、

産業戦略監、

都市局長」を

「産業戦略監」

「第六十四条の三」

に改める。

第十四条第一号中「第六十五条」を

のように改正する。

附

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する

◎岡山県人事委員会規則第十三号

平成二十九年三月三十一日 昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

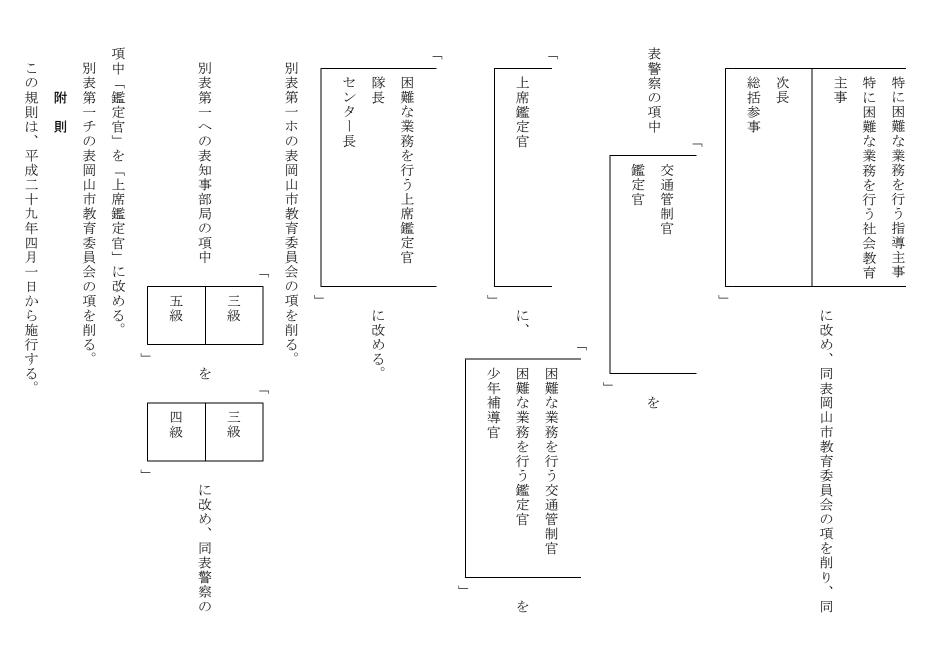
岡山県人事委員会委員長

昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

昇給等の基準に関する規則 (昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三

別表第一 消費生活センタ の一部を次のように改正する。 県立記録資料館 県立記録資料館 危機管理監 行財政改革推進監 政策推進監 都市局長 山空港管理事務所 イの表知事部局の項中 行財政改革推進監 次長 次長 副 総括副参事 総括副参事 に、 に、 館長 政策推進監 危機管理監 六級 六 六 五. 五. を 級 級 級 を に、 を を

総括参事	改め、同表教育委員会の項中総括参事	大阪事務所	大阪事務所 大阪事務所	消費生活センター		
特に困難な業務を行う社会教育に、主事	: 参事 を	次長	次長	次 長	芝所長	
会 導 教 主 育 事	۷	六 級 - に	五 級 級 を	六 六 級 級 - こ。	五 級 級 	



◎岡山県人事委員会規則第十四号

部を改正する規則を次のように定める。

.成二十九年三月三十一

人事委員会委員長 森

郎

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 給料表の適用範囲に関する規則 (昭和三十二年岡山県人事委員会規則第八号)

つ繰り上げる。 第四条第一項中第三号を削 第五号から第十一号までを一号

この規則は、

平成二十九年四月一

日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十五号

Щ 県県費負担教職員の給与に関する規則の 部を改正する規則を次のように定め

平成二十九年三月三十一

山県県費負担教職員

の給与に関する規則の

一部を改正する規則

山県人事委員会委員長

山 県県費負担教職員の給与に関する規則 (昭和三十一年岡山県人事委員会規則第八

 \mathcal{O} のように改正する。

同表の 別表第一の二級地の 真庭市立美甘小学校 真庭市立二川小学校 真庭市立美甘小学校 備前市立三国小学校 真庭市立二川小学校 級 地の 備中中学校 項 項中 真庭市種 真庭市美甘 真庭市美甘 真庭市種 備前市吉永町 成羽町 布寄 加賀美 に改め、 に を を 改

附 則 る。

この規則は、 平成二十九年四月 日 カ ら施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十六号

管理職手当に関する規則の 一部を改正する規則を次のように定める。

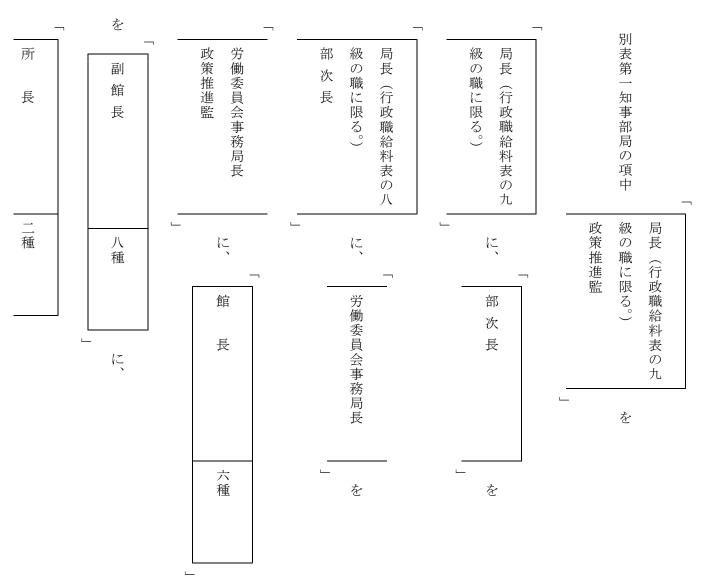
平成二十九年三月三十一日

山県人事委員会委員長

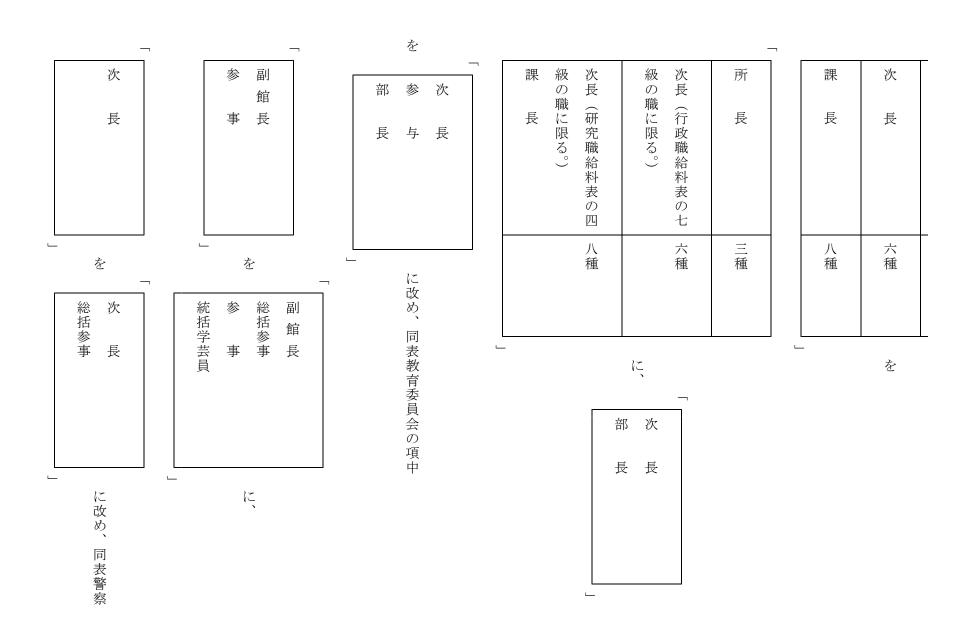
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則 (昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号) \mathcal{O} 部を次の

ように改正する。



義



の項中 この規則は、 を「上席鑑定官」 検視官(公安職給料表の 六級の職に限る。) (行政職給料表の に改める。 を 検視官(公安職給料表の 七級の職に限る。) に、

人事委員会事務日

◎岡山県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局処務規程 (昭和三十六年岡山県人事委員会訓令第一号) 0)

平成二十九年三月三十一部を次のように改正する。

岡山県人事委員会委員長

義郎

「及び介護休暇」や「,介護休暇,介護時間及び子育て支援時間」

改める。

附田

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。